特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第１号

釧路市大楽毛11番地44
清算株式会社　株式会社山ツ九十三商店
代表清算人　干場　　孝
清算人代理弁護士　稲澤　　優
同上　　簑島　弘幸

1　決定年月日　平成25年６月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙１記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。ただし、１円未満の端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
2　協定債権者らは、前項の規定による弁済を受け、かつ、別紙２物件目録記載の不動産に設定された別紙３根抵当権目録記載の根抵当権が消滅したとき（ただし、平成27年６月30日までに同根抵当権が消滅しなかったときは同日経過時）、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者らが前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
別紙１　協定債権者
１－１　札幌市中央区大通西４丁目１番地
株式会社北海道銀行（取扱：釧路支店）
協定債権額　５億3557万7652円
１－２　札幌市中央区大通西14丁目１番地
北海道信用保証協会（取扱：釧路支店）
協定債権額　5094万6057円
別紙２　物件目録
１　所在　釧路市鶴野　地番　170番93
地目　原野　地積　700平方メートル
２　所在　釧路市鶴野　地番　170番94
地目　原野　地積　1203平方メートル
３　所在　釧路市北園　地番　190番241
地目　原野　地積　608平方メートル
４　所在　釧路市北園　地番　190番248
地目　原野　地積　608平方メートル
５　所在　釧路市北園　地番　190番249
地目　原野　地積　608平方メートル
別紙３　根抵当権目録
１　根抵当権設定（別紙２番号１及び２の土地に対し）
釧路地方法務局昭和54年８月20日受付第29851号
原因　昭和54年８月11日設定
極度額　金1,000万円
債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権
債務者　釧路市鳥取北６丁目４番21号
株式会社山ツ九十三商店
根抵当権者　札幌市中央区大通西４丁目１番地
株式会社北海道銀行（取扱店釧路西港支店）
共同担保　目録（こ）第2679号
付記１号　１番根抵当権変更
釧路地方法務局平成15年８月27日受付第16018号
原因　平成15年２月17日本店移転
債務者　釧路市大楽毛11番地44　有限会社山ツ九十三商店
2　根抵当権設定（別紙２番号３ないし５の土地に対し）
釧路地方法務局昭和52年９月９日受付第27677号
原因　昭和52年９月８日設定
極度額　金500万円
債権の範囲　銀行取引　手形債権　小切手債権
債務者　釧路市鳥取北６丁目４番21号
九十三　勲
根抵当権者　札幌市中央区大通西４丁目１番地
株式会社北海道銀行（取扱店釧路西港支店）
共同担保　目録（く）第2920号
付記１号　１番根抵当権変更
釧路地方法務局昭和54年８月14日受付第29196号
原因　昭和54年８月７日変更
債務者　釧路市鳥取北６丁目４番21号
有限会社山ツ九十三商店
付記２号　１番根抵当権変更
釧路地方法務局平成15年８月27日受付第16019号
原因　平成15年２月17日本店移転
債務者　釧路市大楽毛11番地44　有限会社山ツ九十三商店

釧路地方裁判所

再生手続開始

平成２５年（再）第２５号

高知県土佐市高岡町乙3471番地８
再生債務者　株式会社コリーヌ
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年８月14日から平成25年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２５年（再）第１号

岐阜市芥見３丁目283番地
再生債務者　株式会社ダンジャルダン
1　決議に付する計画案　平成25年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年７月16日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月９日
平成25年６月13日　　岐阜地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号

愛知県春日井市稲口町４丁目３番地１　メダリオン春日井Ⅲ３－Ｂ号
再生債務者　岩崎　伸哉
1　決議に付する計画案　平成25年５月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年７月17日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月10日
平成25年６月12日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再）第２号

名古屋市東区白壁１丁目50番地
再生債務者　一般社団法人愛知県農林公社
1　決議に付する計画案　平成25年５月30日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年７月17日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月10日
平成25年６月12日

名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２３年（再）第７号

神奈川県藤沢市下土棚468番地１
再生債務者　株式会社日本メディック（旧商号トレヴィ株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年６月６日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第２３号

東京都新宿区神楽河岸１番１号
再生債務者　株式会社ワイキューブ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年６月10日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第３号

千葉市若葉区桜木１丁目32番42号
再生債務者　大塚　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第５６号

千葉県船橋市南三咲１丁目24番５号
再生債務者　此本　静夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係